

第 5 9 号議案

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例制定の件

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(運営の目的) 第 3 条 訪問看護事業は、疾病、負傷等により <u>家庭</u> において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が訪問看護を必要と認めた者に対し、看護師その他厚生労働省令で定める者が <u>家庭</u> を訪問し、療養上の生活又は診療の補助を行うことによって、 <u>家庭</u> における	(運営の目的) 第 3 条 訪問看護事業は、疾病、負傷等により <u>居宅</u> において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が訪問看護を必要と認めた者に対し、看護師その他厚生労働省令で定める者が <u>その者の居宅</u> を訪問し、療養上の生活又は診療の補助を行うことによって、 <u>居宅</u>

療養生活を支援し、生活の質の確保に資するために実施する。

(経費)

第5条 訪問看護に係る経費は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法（平成12年厚生省告示第19号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

における療養生活を支援し、生活の質の確保に資するために実施する。

(経費)

第5条 訪問看護に係る経費は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した額とする。

## 第59号議案 要旨

### 加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

家庭以外においても訪問看護師等がサービスを提供できるよう、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 訪問看護師等のサービスの提供場所を改めること。（第3条関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（第5条関係）

#### 3 施行期日 公布の日